

外国人材をめぐる 制度の動向

出入国在留管理庁・技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議は2023（令和5）年11月30日、現在の技能実習制度を「発展的に解消」し、人材確保と人材育成に主眼を置く新制度（「育成就労制度」）を求める最終報告書を取りまとめました。

新たな制度では、基本的に3年の育成期間で特定技能1号の水準の人材に育成、受け入れ対象分野は現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定、受け入れ対象分野ごとに受け入れ見込み数を設定（上限数として運用）、「やむを得ない場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、一定の条件で本人の意向による転籍を認める、特定技能制度は適正化を図ったうえで現行制度を存続する等の内容となっています。介護分野の人材確保策への影響を考えます。

原因となっていることが指摘されてきた。

このような状況のなか、2022（令和4）年11月22日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置され、同年12月から議論を開始。2023（令和5）年5月11日に中間

報告書を、同年11月30日に最終報告書を取りまとめた。

最終報告書ではまず、両制度の見直しにあたっては、国際的にも理解が得られ、日本が

外国人材に選ばれる国になるよう、

①外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

②外国人がキャリアアップしつつ活躍できるわかりやすい仕組みを作ること

③すべての人が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するもの

とすること
という3つの視点（ビジョン）に重点を置くこととしている。

また、見直しの方向性として

①技能実習制度を、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること

②外国人材に日本が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させ、その結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能への円滑な移行を図ること

③外国人の人権保護の観点から、一定の要件の下で本人の意向による転籍を認めるとともに、監理団体・登録支援機関・受け入れ機関の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること

④外国人材の日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や、外国人材の受け入れ環境を整備する取り組み（※1）により、外国人との共生社会の実現を目指すこと
という4点をあげ、これに沿って見直しを行うことを求めている。

なお、留意事項として、現行制度の利用者

技能実習制度は

「発展的に解消」

国内のさまざまな産業分野で人手不足が深刻化するなか、技能実習制度・特定技能制度による外国人材は、日本の経済社会の担い手となっている。一方で、現行の技能実習制度については、原則として転籍ができないことや監理団体による監理・支援が十分でない場合があること等が、人権侵害や法違反の背景・



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

※1 政府においては、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月14日関係閣僚会議決定。令和5年6月9日一部変更）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日関係閣僚会議決定。令和5年6月9日改訂）等に基づき、外国人材の受け入れ環境の整備が進められている。

等への配慮、地方や中小零細企業への配慮をあげている。

「技能実習制度」から「育成就労制度」に

具体的な内容は、次のとおりとなっている（図参照）。

新制度と特定技能制度の位置づけについては、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度

を創設し、基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成していくことを目指す。なお、中間報告書では特定技能制度は「廃止」と記述されていたが、最終報告書では「発展的に解消」となった。また、新制度の名称は、「育成就労制度」とする案を示している。

特定技能制度については、適正化を図ったうえで現行制度を存続する。また、現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度とは趣旨・目的を異にするもの（例…国際的に活

動している企業における1年以内の育成等）、引き続き実施する意義のあるものは、新たな制度とは別の枠組み（既存の在留資格の対象拡大等）での受け入れを検討する。

新たな制度（育成就労制度）の受け入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく、新たな制度と技能実習制度の趣旨・目的の違いを踏まえ、新たに設定する。また、人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指すものであることから、特定技能制度にお

図 最終報告書概要

1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。
- ※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受け入れを検討。

2 新たな制度の受け入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- 受け入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。
- ※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価（育成開始から1年経過・育成終了時までには試験を義務付け）。
- 季節性のある分野（農業・漁業）で、実情に応じた受け入れ・勤務形態を検討。

3 受け入れ見込数の設定等の在り方

- 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受け入れ対象分野ごとに受け入れ見込数を設定（受け入れの上限数として運用）。
- 新たな制度及び特定技能制度の受け入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

4 新たな制度での転籍の在り方

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
 - ▶計画的な人材育成等の観点から、一定要件（同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級・日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格/転籍先機関の適正性（転籍者数等））を設け、同一業務区分に限る。
- 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- 試験合格率を受け入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

5 監理・支援・保護の在り方

- 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理同との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- 監理団体の許可要件等厳格化。
 - ▶受け入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。
 - ▶職員配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- 受け入れ機関につき、受け入れ機関ごとの受け入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。
 - ※優良監理団体・受け入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

6 特定技能制度の適正化方策

- 新制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
 - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
 - ②日本語能力A2相当以上の試験（日本語能力試験N4等）合格
- ※当分の間は相当講習受講も可
- 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け、キャリア形成の支援も実施。
- 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

7 国・自治体の役割

- 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受け入れ・雇用を排除。
- 制度所管省庁は、業所管庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- 業所管省庁は、受け入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人受け入れ環境整備等の取り組みを推進。

8 送出機関及び送出しの在り方

- 二国間取決め(MOC)により送出機関の取り締りを強化。
- 送出機関・受入れ機関の透明性を高め、送出期間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- 支払手数料を抑え、外国人と受け入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

9 日本語能力の向上方策

- 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
 - ▶就労開始前にA1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当講習受講
 - 特定技能1号移行時にA2相当以上の試験（日本語能力試験N4等）合格※当分の間は相当講習受講も可
 - 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験（日本語能力試験N3等）合格
- ※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする（4、6に同じ）。
- 日本語支援に取り組んでいることを優良受け入れ機関の認定要件に。
- 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

10 その他(新たな制度に向けて)

- 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- 現行制度の利用者等に不当な不利益等を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。



急性期から回復期、終末期まで 患者に寄り添う医療を提供

— 滋賀県近江八幡市・公益財団法人近江兄弟社 ヴォーリス記念病院 —

福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された滋賀県近江八幡市にあるヴォーリス記念病院を取りあげます。同院は令和4年11月に病院を新築移転し、医療機能の強化と療養環境の改善を図っています。新病院の概要や取り組みについて取材しました。

地域に求められる 医療ニーズに対応

滋賀県近江八幡市にある公益財団法人近江兄弟社ヴォーリス記念病院（理事長：三ツ浪健一氏）は、「キリスト教の『隣人愛』と『奉仕』の業を、医療を通して実践します」という基本理念のもと、急性期から回復期、終末期まで患者に寄り添う医療を提供している。

同院は、大正7年に結核療養所として開設したことに始まり、開院後100年が経過するなかで、医療体系の変化や、地域に求められる医療ニーズに定めるかたちで、医療機能や病床機能を変化させてきた。

病床数は、急性期病床18床、地域包括ケア病床32床、医療療養病床42床、回復期リハビリテーション

ン病床60床、緩和ケア病床（ホスピス）16床の計168床となり、現在は亜急性期から慢性期の患者が大半を占め、ケアミックス型の病院機能の充実を図っている。

緩和ケア病床は、平成18年に独立型ホスピスとして開設し、県内でホスピスを有する医療機関5カ所のうち、唯一の民間病院となっている。

法人施設としては、介護老人保健施設、ケアハウスを運営するほか、訪問診療、訪問看護、訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護などの在宅サービスを展開し、地域のなかで暮らし続けられることを支えている。

地域の医療提供体制について、常務理事・病院長の五月女隆男氏は次のように説明する。「市内では救命救急センターとして高度急性期医療を担う市立総

合医療センター、精神障害および認知症疾患の対応を担う滋賀八幡病院、回復期・終末期を中心とした地域に密着した後方支援を担う当院の3病院が機能分化を図り、連携体制を構築しています。当院の属する東近江医療圏は、医療連携が進んでいるという自負がありますし、医師会との連携が図られて固く、診療所との連携が図られていることが特色となっています」。

施設の概要

公益財団法人 近江兄弟社 ヴォーリス記念病院

〒523-0805

滋賀県近江八幡市円山町927番地1

TEL 0748-32-5211

FAX 0748-32-2152

URL <https://www.vories.or.jp/>

開設：大正7年

理事長：三ツ浪 健一

病院長：五月女 隆男

病床数：168床（急性期18床、地域包括ケア32床、回復期リハビリテーション60床、医療療養42床、緩和ケア16床）

診療科：内科、循環器内科、消化器内科、神経内科、糖尿病内科、内分泌内科、泌尿器科、外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、緩和ケア科、リハビリテーション科、麻酔科、専門外来（褥瘡）

法人施設：介護老人保健施設／訪問介護／訪問看護／看護小規模多機能型居宅介護／居宅介護支援／介護予防拠点



続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課

TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949